

東京成徳大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京成徳大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京成徳大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的が、建学の精神である「成徳すなわち有徳有為な人間の育成」を基礎に、「人間理解・多文化理解・自己表現の豊かな人間づくり」と具体的かつ明確に示され簡潔にわかりやすく文章化されている。

大学の使命である「共生とコミュニケーション」を教育研究の特色とし、法令への適合を図り、時代及び社会のニーズの変化に対応して時宜を失することの無いように変更すべく取り組んできている。

大学の使命・目的及び建学の精神を、学内外に周知し理解と支持を得ることに適切に取り組む、更に三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に適切に反映され、また大学の中長期計画には大学の進む方向が明示される。大学は、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織が整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確にされており、周知され、学生受入れ方法の工夫が行われている。カリキュラムポリシーは教育目的を踏まえて明確にされており、教授方法の工夫・開発が適切に行われている。教育・学修支援の仕組みが教職員協働の全学的な取り組みとして展開され、効果を上げるとともに、キャリア教育及び就職支援体制を整備し機能している。

単位認定、卒業・修了認定、GPA(Grade Point Average)等の基準は明確にされており、厳正に実施されている。授業評価アンケート、FD(Faculty Development)研修会など教育目的の達成状況の評価とフィードバックを図る仕組みが整備され成果を挙げている。学生生活課を中心に学生生活の安定のための支援は整っており、また、教育目的及び教育課程に即した教員及び施設整備がなされ、適切に維持されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性が、関連法規を遵守することで確保され、法人及び大学が一体となった運営により維持されている。

理事会は大学の意思を反映できる仕組みを通じて、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し機能している。

大学の意思決定の仕組みは、教授会及びその他の会議・組織などを通じて適切に機能すべく構築され、学長のリーダーシップが発揮できるよう工夫されている。

財務運営基盤は安定的に推移し、中長期的な組織運営体制により適切に運営されている。

会計処理について、監査体制を整備し、実施する体制が作られている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価について、大学の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う仕組みが作られている。

大学は、現状把握のための十分な調査・データ収集及び精査・分析を行い、点検・評価に活用する仕組みを構築している。また、自己点検・評価の成果を適切に活用できるよう、部分的ではあるが PDCA サイクルを機能的に動かす仕組みが構築されている。

総じて、建学の精神・理念などに基づいて具体的な教育目標が定められ、三つの方針を明確にした運営がされている。教育課程編成及び実施の取組みの工夫が行われ、加えて教育・学修支援の体制も整備されている。経営・管理と財務について、適切な仕組みと運営が行われており、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげる取組みが実施されている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、法令を遵守する形で寄附行為、学則等に簡潔に明文化されている。建学の精神と密接に関係する教育目的は、「五つの教育目標」としてシンボルマーク化され、親しみやすく、学生便覧等にも記載されており、わかりやすい周知が図られている。

使命・目的については教育基本法にのっとり、「人間理解・多文化理解・自己表現の豊かな人間づくり」と定め、概念関連図を作成し、説明するなど明確に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、「徳育」を重視しており、教育の基本理念に、「共生とコミュニケーション」を位置付け、大学の使命・目的を「人間理解・多文化理解・自己表現の豊かな人間づくり」と定めている。大学の使命・目的及び教育の目的に即して、学部・学科及び大学院の教育目標が明示されている。

法令への適合に関する、大学の学則第 1 条における目的は、学校教育法第 83 条に沿い適切に掲げられている。

変化への対応については、社会情勢を考慮し、時代の変化に合わせ対応していくために、建学の精神を体現するグローバル人材の育成を重点とした「東京成徳ビジョン 100」を策定している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的などを、役員・教職員に周知し理解と支持を得ることにに関して、教授会、「大学運営委員会」、理事会において、適切な取組みがなされている。

大学の使命・目的については、大学案内やホームページなどで記載があり、入学式、卒業式の行事などで適宜説明を行い、学内外に周知されている。

大学の使命・目的などが、三つの方針に適切に反映されるよう取組まれている。各年度の事業計画に加え、「平成 26～28 年度中期事業計画」「平成 25～27 年度アクションプラン」が策定されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な 4 学部 8 学科 1 研究科の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学試験問題については、学長から委嘱された人文学部、子ども学部、経営学部の教員が共同で作成している。また、各学部学科ともアドミッションポリシーが明確であり、入学志願者に対して入試要項等で周知されている。

入学者の受入れについては、各学科が掲げるアドミッションポリシーと受験生の志望動機の関連性を面接でチェックするなど受入れ方法の工夫をしている。

収容定員確保の方策として、大学のブログやピーアール動画など情報発信を精力的に進めており、更なる対策を期待したい。

【改善を要する点】

○人文学部日本伝統文化学科と国際言語文化学科及び経営学部経営学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、入学生確保に向けた一層の改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神と、これに基づいた大学の使命「共生とコミュニケーション」に沿ってカリキュラムポリシーが策定され、4 年間にわたる教育課程を系統立てて履修するための修学モデルを学生に提示するなど配慮がなされている。

早くから専門分野に触れたいという学生のニーズに応えるべく、1 年次に各学科の教員が担当する「基礎ゼミ」を設置し、カリキュラムポリシーに沿った専門性を系統的・体系的に教授するための工夫として導入科目を配置している。また、卒業論文あるいは卒業研究を必修とすることで 4 年間の学修の成果を総括している。

【参考意見】

○子ども学部において、規則に履修登録単位数の上限が 48 単位と設定されているものの、例外として幼稚園教諭一種免許等の資格取得をしようとする学生には適用しない旨の記載があり、実質上限が設定されていない状況なので、当該規則の見直しが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「東京成徳大学事務組織規程」に基づき授業支援を教務課が統括して行っている。また、各種実習、幼稚園・保育園等への就職支援等に関しては学修支援課が積極的に行っている。

各学部学科のオフィスアワーについては、専任教員全員の時間帯を学期始めに掲示等にて学生に周知している。

退学者についてはケースごとに教授会にて慎重に審議をしている。退学防止策の具体的な取組みとして、主に必修科目等の主要科目の出席や単位修得状況により、学科会議において対処が必要な学生の共通理解を図り、クラス担任による指導・助言を行い、保護者との連携を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業判定は、4年以上在学し、所属学部学科の卒業要件にかかる単位修得状況に基づき、各学部教授会において審議の上学長が卒業を認定している。

GPA に関しては、人文学部・応用心理学部では、学長賞や成績優秀奨学金対象者、留学生の授業料減免、留学希望者選考の際に活用している。加えて、一定の GPA 値を上回った場合、次年度の履修登録単位数の上限を超えて登録することができるという制度を活用している。また、子ども学部・経営学部でも、成績優秀者の表彰や選抜の際に利用している。

GPA 値は必要に応じて学年担任及びゼミ担当教員に提示され、履修指導に向けた資料として活用されている。

単位認定、卒業・修了認定、GPA 等の基準は明確にされており、厳正に適用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

全学的に、インターンシップを自己の職業適性や将来設計について考える機会と捉え、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図るものとして位置付け積極的に取り組んでいる。また、インターンシップを職業意識醸成を主たる目的にした単位認定教育プログラムとして明確に位置付け、充実した事前・事後の研修を行った上で単位を認定している。

加えて、「キャリア形成（子ども領域）」では、一般企業への就職にも対応したキャリア開発に詳しい講師を招き就職活動に対しての注意事項などの講義も行うといった、実態に応じた工夫がなされているなど、教育課程内外を通じて、社会的かつ職業的な自立に関する指導のための体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業評価アンケートについては、授業評価に必須の項目は全学的に組み込み、その他の項目は各学部の特徴に合わせ設定し実施されている。また、評価の結果を学修指導に生かすための課題抽出に向けた取り組みが図られている。学部によっては、FD 研修会の定期的な開催や授業公開・参観が実施され、授業の質の向上が推進されている。

学生一人ひとりの就学上の悩みや課題への対応として、クラス担任による個別面談・指導が実施されており、クラス担任制が機能している。資格取得については、教務課と協力し履修指導などにおいて支援を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス及び厚生補導のための組織として、学生委員会及び事務局学生生活課等が組織され、適切に機能している。2 か所のキャンパスそれぞれで学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談の充実が図られている。大学では、「保健管理センター」「学生相談室」を置き、学生の心理的、健康面の相談に応じている。「クラブ・サークルガイドブック」の

作成など、学生の課外活動を支援する体制の充実が推進されている。「キャンパスライフ&満足度調査」など、学生からの意見・要望等を把握し、対応するための仕組みも整備されている。加えて、独自の課外活動として、教員と学生が一体となって学ぶ「トリプルMプロジェクト」も3年間の実績を踏まえ充実が図られている。

奨学金制度では、日本学生支援機構の奨学金の他に大学独自の奨学金制度を設定し、学生の支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数については、年齢別構成において偏りが見られるものの、設置基準の規定以上が確保され、適切に配置されている。

教員の採用・昇格については、全学的に統一した手順が採用されている。採用基準については、学部学科の事情に合わせた運用を行っているが、偏りが発生しないような配慮がなされている。

FD 活動は、学部によって実施方法が検討され、授業評価の高い教員の授業方法・創意工夫を全体で共有するなど、教員間の共有、教員へのフィードバックが実践されている。

教養教育については、4 学部で 3 種類の教養教育課程が編成されており、八千代キャンパスでは共通領域部が、十条台キャンパスでは各学部がそれぞれ運営している。

【参考意見】

○教員の年齢別構成において、人文学部及び経営学部において 51 歳～60 歳の割合が高いため、具体的な対策が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

両キャンパスともに設置基準を上回る校地・校舎面積を有している。教育目的達成のため

めの図書館、体育関連、IT 関連など施設・設備の整備・充実が行われている。いずれのキャンパスともに教育環境が充実しており、それらに関して学生の要望をくみ上げる仕組みも機能させている。

防災関連規程に関しては、規程集を作成し、防災訓練マニュアルも整備している。

また、クラスサイズも適切に運用されており、少人数教育の実践についても努力がなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人は、経営の規律と誠実性の維持に必要な事項を「学校法人東京成徳学園寄附行為」に定め、大学は、「学校法人東京成徳学園寄附行為」第 3 条に定める目的に従い、教育研究方針とその目的や教育環境の保全、人権及び安全への配慮等の諸規則を定め、関係法令やこれら諸規則に基づき適切な運営がなされている。

また、「平成 26～28 年度中期事業計画」及び年度予算策定時に「平成 25～27 年度アクションプラン」を策定し、教育研究経費及び施設設備費等の必要経費を算出し、使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。

なお、教育情報・財務情報の公表は、ホームページを通じて適切に行われている。

【参考意見】

○環境保全、人権、安全への配慮の関連性から早急に「危機管理規程」を策定することが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

「学校法人東京成徳学園寄附行為」に定める理事会を法人業務決定の最高意思決定機関と位置付け、適正に機能している。

理事会は、法人及び教学代表者、学識経験者を含めバランスよく構成されており、理事会に付議される大学案件は、事前に各学部教授会や「東京成徳大学大学運営委員会」及び「企画調整会議」等において審議され、戦略的意思決定ができる体制整備がなされている。

また、理事の選任を寄附行為に定め、厳密かつ公正なシステムを構築し、適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の重要事項の審議機関として各学部教授会や八千代キャンパスでの「企画調整会議」「合同教授会」や全学的な「大学運営委員会」などの各種委員会が適切に機能し、大学の使命・目的の達成に対応できる体制が整備されている。

また、学長のリーダーシップは、「企画調整会議」や「大学運営委員会」など全般を通じて適切に発揮されている。なお、「大学運営委員会」の構成メンバーは、学長・各学部長・研究科長及び事務局長・事務局次長であり、学長指名により、学科長及び法人事務局長が出席し、大学の意思決定と業務執行、大学運営を担保している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき、理事会・評議員会は適切に運営されており、管理運営機関として法人本部を設置し、法人事務局及び「企画調査室」を配し、一元的な管理統制が機能してい

る。また、大学運営の重要な会議に理事長、法人事務局長が出席し、法人と大学間及びキャンパス間のコミュニケーションが円滑に行われている。

平成 25(2013)年 5 月より監事を 1 人増員し、計 3 人として監査体制を強化するとともに監事監査計画に基づき、大学の審議状況に関する監査が行われている。

理事長は、「大学運営委員会」「企画調整会議」「人事委員会」の重要会議において方針を述べる等、管理運営面におけるリーダーシップを発揮している。また、事業計画案等は法人事務局が確認し理事会に諮る等ボトムアップの体制が整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

職員の組織編制及び配置は、「東京成徳大学事務組織規程」に基づき、適切に組織され必要な人員を配置し、管理体制が機能している。

また、キャンパスごとに「課長会」などを定例的に開催するなど業務執行の管理体制が構築されており、適切に運営されている。

キャンパスごとに実施されている SD(Staff Development)活動や「学校法人東京成徳学園資格取得支援規程」に基づく資格取得支援や階層別研修会の実施により、職員の資質や能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

学校法人は、理事長、学長を中心とした組織体制のもとで、事業計画に基づき適切な財務運営を確立している。3 か年の中期事業計画と行動計画(アクションプラン)を制定し、計画に基づく財務及び法人の運営が適切に行われている。

なお、予算の策定においては法人本部と各キャンパスの総務担当課の協議を経て、毎年 3 月開催の評議員会、理事会で決定し、更に同年 5 月の評議員会、理事会にて補正予算を審議するなど、安定した財務基盤の確立と収支バランスに考慮している。

また、一部の学科において収容定員未充足であるが、学部学科の新增設、規模縮小、廃止や人件費の圧縮などの措置により帰属収支差額は黒字化に転じている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「東京成徳学園経理規程」等の諸規則に基づき、会計処理を適切に行う仕組みを整備し実施している。

また、理事長、学長が中心となり、理事会で決議した年度予算策定方針に基づき、各部門の要望を反映できる体制を整備し、査定を経て、予算を編成している。

一方、会計監査は、公認会計士及び監査法人により行われており、「公認会計士・監事協議会」において、監事にも結果が報告されるなど適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「東京成徳学園教育改善（自己点検・評価）委員会規程」を定め、「東京成徳大学教育改善（自己点検・評価）委員会」を設置して、使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

また、規則に基づいて委員会による定期的な検討のための会議が開催され、その評価結果を次年度以降にフィードバックしていく仕組みを整備している。

なお、自己点検・評価は 2 年ごとに、定期的実施されており、現状分析及び課題解決に向けた体制が構築されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のための調査、データ収集、分析については、学部教授会や研究科委員会において実施し、「大学運営委員会」において課題・改善方策を検討することで透明性のある自己点検・評価を行う努力をしている。

また、IR(Institutional Research)構築に向けて、現在「企画・IR 室」を設置し、具体的な活動計画を策定中である。

なお、自己点検・評価の結果は、学内共有に努めており、ホームページ等を通じて広く社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

PDCA サイクルの仕組みの確立までにはいまだ至っていないが、その重要性を十分認識し、一部部局において検討が開始されており、学科の年度目標の策定や立案、職員の SD 等においても活用されている。これについては、全学的な対応として今後効果的な実践が予定されている。

また、私立大学等改革総合支援事業による補助金申請などへの対応を通じて、自己点検・評価の課題は鮮明になりつつあり、今後の対策としての手法やその定着を図る姿勢がうかがえる。

【参考意見】

○全学をあげて PDCA サイクルを活用した教育の質向上に取り組む組織体制の早急な構築が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

八千代キャンパスでは、それぞれの学科の特性を生かして、公開講座やオープンカレッジ、電話相談、各種ボランティア、「放課後子ども教室」等の多種多様な大学行事や官公庁との連携事業、社会貢献や研究活動、施設開放などを積極的に行っている。そして、実施に当たっては、大学独自の「参加基準」「施設開放基準」「電話相談学生対応の学生参画基準」「スーパービジョン体制」を工夫し、充実を図っている。

高大連携として「高校生フォトコンテスト」の実施や、教員を活用した地域文化研究プロジェクト、博物館等との共同教育研究体制の整備も行っている。活動の成果は、大学研究紀要に掲載している。大学として地域に根差す活動拠点、知の拠点として公開講座の開設やボランティア活動など地域社会への貢献を積極的に実施しており、また多方面に大学が持つ資源を提供し、多数の実績につなげていることは特筆すべき点である。

十条台キャンパスでも、「啓発・啓蒙（けいもう）関係」「ボランティア関係」「共同研究・企画関係」で大学の持つ資源の提供が行われている。今後、八千代キャンパスが培った推進体制を参考に、東京都北区との包括提携協定の締結をステップに、地域社会との連携及び連携による実践的教育の更なる展開を期待する。